

事 件 番 号	令和2年（ワ）第28363号	言 渡 日	令和4年9月27日
事 件 名	意匠権侵害差止等請求事件		
裁 判 所	東京地方裁判所民事第47部		
原 告	アイデス株式会社	訴訟代理人弁護士	矢野千秋 外2名
被 告	21テクノロジー株式会社	訴訟代理人弁護士	前田 牧 外1名
意匠に係る物品	子供用乗用玩具		
関 連 条 文	意匠法37条1項及び2項、意匠法39条2項、民法709条		
主 文	1 被告は、別紙被告製品目録記載の製品を製造し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をしてはならない。 2 被告は、別紙被告製品目録記載の製品を廃棄せよ。 3 原告のその余の請求を棄却する。 4 訴訟費用は、これを2分し、その1を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。		
判 決 要 旨	1 争点1 本件意匠と被告意匠の類否 被告意匠の後輪は、その数が2つではあるものの、その間に2つの車輪よりわずかに小径の円環状カバーを挟んで三層状に形成されている。このため、被告意匠の後輪は、2つあるとはいえなお一体のものであるとの印象を与える。しかも、被告意匠においても、本件意匠と同様に後輪の存する後方が前輪の存する前方より幅狭となっており、その寸法比率も本件意匠のものと略共通する。これらの点を考慮すれば、差異点1は、要部に関する差異ではあるが、本件意匠との共通点を凌駕し、看者に起こさせる美感に決定的な影響を与えるものとまではいえない。 本件意匠と被告意匠とは類似するものというべきである。 2 争点2 損害の発生及びその額 被告製品の販売については、売上額を上回る経費等の支出があったことになる。すなわち、被告は、本件意匠権の侵害品である被告製品の販売により利益を受けたとはいえない。そうである以上、意匠法39条2項によっては原告の損害額は推定されない。その他原告の損害額を認定し得る具体的な事情はない。 したがって、原告は、被告に対し、本件意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権を有しない。		

事案の概要

本件は、意匠に係る物品を「子供用乗用玩具」とする登録意匠に係る意匠権を有する原告が、被告の製造、販売する別紙被告製品目録記載の製品（以下「被告製品」という。）に係る意匠（以下「被告意匠」という。）は本件意匠に類似することから、その製造、販売は本件意匠権を侵害すると主張して、被告に対し、意匠法37条1項及び2項に基づき、被告製

品の製造、譲渡等の差止め及び廃棄を求めると共に、本件意匠権侵害の不法行為による損害賠償請求権（民法 709 条、損害額につき意匠法 39 条 2 項）に基づき、517 万 9200 円の損害賠償及びうち 239 万 400 円に対する同年 11 月 19 日から支払済みまで平成 29 年法律第 44 号による改正前の民法所定の年 5 % の割合による遅延損害金、うち 278 万 8800 円に対する同日から支払済みまで民法所定の年 3 % の割合による遅延損害金の各支払を求めた事案である。

東京地裁は、本件意匠と被告意匠は類似するとして、原告の差止め及び廃棄請求は認めたが、争点 2 の被告製品の販売については、売上額を上回る経費等の支出があったとし、被告が本件意匠権の侵害品である被告製品の販売により利益を受けたとはいえないとして、原告の損害賠償請求を棄却した。

1 前提事実

（1）当事者等

ア 原告は、幼児用・小児用乗物の製造、販売等を目的とする会社であり、幼児用・小児用乗物等を製造、販売している。

イ 被告は、自転車及びその周辺部品の製造販売等を目的とする会社であり、自転車を製造、販売している。

（2）本件意匠権及びその構成

ア 原告は、次の登録意匠（本件意匠）に係る意匠権（本件意匠権）を有している。

イ 本件意匠は、別紙本件意匠目録記載のとおり構成態様を有する（以下、その各構成態様を「構成態様 A」などと記載する。）。なお、本件意匠の各部の名称は、別紙対比説明書記載のとおりである。

ただし、構成 h については、これを基本的構成態様又は具体的構成態様のいずれと見るかについて、当事者間に争いがある。

（3）被告の行為

ア 被告は、令和元年 7 月頃から被告製品を輸入し、販売していたが、令和 2 年 11 月 15 日に販売を停止した。

イ 被告意匠の構成態様は、別紙被告意匠目録記載のとおりである。なお、被告意匠の各部の名称は、別紙対比説明書記載のとおりである。

ただし、構成 h' については、これを基本的構成態様又は具体的構成態様のいずれと見るかについて、当事者間に争いがある。

（4）公知意匠

本件意匠の登録出願前に、別紙公知意匠目録記載の各意匠が存在した。

なお、被告は、これらのほかに意匠登録第 1658399 号公報及び「YVelo Flippa - 2 in 1 Trike to Balance Bike」と題する投稿動画も本件意匠との関係で公知意匠である旨主張する。しかし、前者は、本件意匠の意匠登録に後れる令和元年 10 月 11 日に出願されたものであり、後者も、本件意匠の意匠登録出願に後れる平成 26 年 10 月 14 日に YouTube 上で公開されたものである。このため、これらは、いずれも本件において参

酌すべき公知意匠とは認められない。

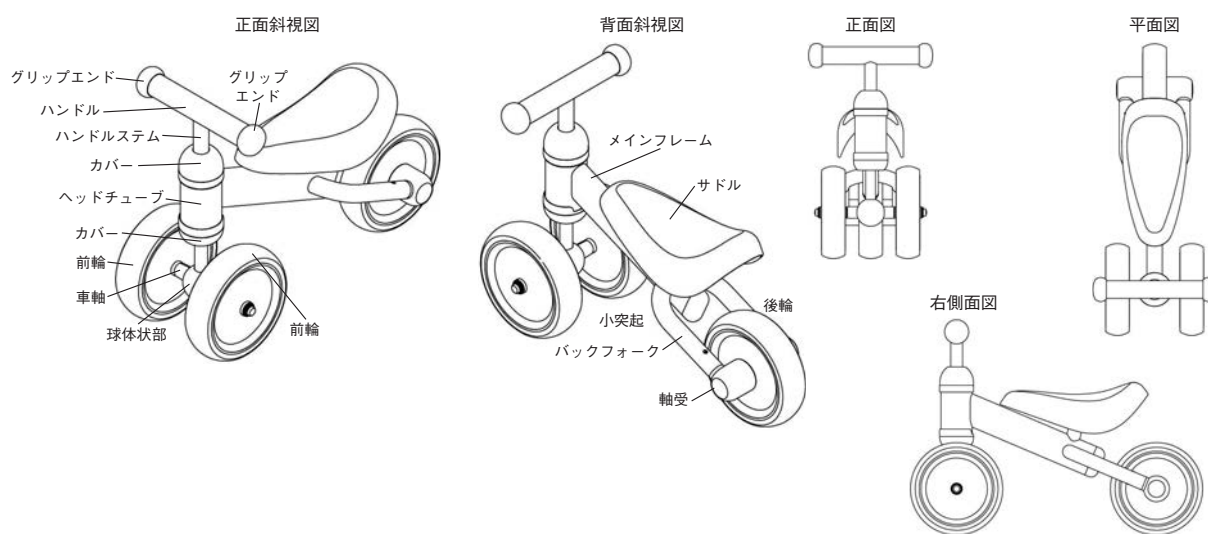
2 争点

- (1) 本件意匠と被告意匠の類否
- (2) 損害の発生及びその額

3 本件登録意匠

登録番号 意匠登録第 1513381 号 意匠に係る物品 子供用乗用玩具

出願日 平成 26 年 6 月 18 日 登録日 平成 26 年 11 月 30 日



4 被告製品意匠：別紙 1（対比説明図）より抜粋



1 争点1（本件意匠と被告意匠の類否）について

（1）意匠に係る物品の同一性

本件意匠に係る物品は子供用乗用玩具であるところ、証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告製品は、1～3歳程度の幼児を対象とする四輪自転車であり、玩具として販売されていることが認められる。

すなわち、被告意匠に係る物品も子供用乗用玩具といえる。

したがって、本件意匠と被告意匠は、意匠に係る物品が同一である。

（2）意匠に係る形状の類似性について

ア 本件意匠及び被告意匠の構成態様

本件意匠と被告意匠の各構成態様は、それぞれ別紙本件意匠目録及び同被告意匠目録に各記載のとおりである。なお、構成態様h及びh'については、いずれも基本的には自転車の形状を有する子供用乗用玩具である本件意匠及び被告意匠における後輪部分の具体的な構成に関するものであるから、具体的構成態様と位置付けるのが相当である。これに反する被告の主張は採用できない。

イ 本件意匠の要部

（ア）登録意匠と対比すべき相手方の製品に係る意匠とが類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う（意匠法24条2項）。その際、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途及び使用態様、公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を斟酌して、取引者ないし需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠とが意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを重視して、観察を行うべきである。

（イ）本件意匠に係る物品と被告意匠に係る物品はいずれも子供用乗用玩具である。このことから、本件意匠及び被告意匠に係る各物品の需要者は、いずれも、これらの玩具で遊ぶ1～3歳程度の幼児の保護者であると認められる。

また、子供用乗用玩具での幼児の遊びは、保護者の介助を受けながら、まずハンドルにつかまり立ちするところから始まり、つかまり歩きをし、サドルにまたがり、足で床を蹴って前進することが基本となるものと思われる。したがって、需要者である保護者は、このような使用状況を想定し、幼児が安全に遊ぶことができるかという見地から全体観察を行うものと考えられる。特に、需要者は、玩具の転倒しにくさ、躯体の強固さ、幼児の体形に適した寸法比率か否か、幼児がけがをしないよう全体的に角のない丸みを帯びた形状をとっているか否か、といった点に関心をもって全体観察を行うものと考えられる。

（ウ）本件意匠の基本的構成態様のうち、①垂直状のハンドルステム（構成態様A）、②左右平行一対の前輪（A）、③下方に略25°傾斜して伸びるフレーム（B）、④フレーム略中央上部に設けられるサドル（B）、⑤前輪と略同径の後輪（B）、⑥2つの前輪が存する前方の車幅が幅広で、後輪が存する後方が幅狭の形状（D）は、それぞれ、

個別には公知意匠にもみられるものである。しかし、上記①～⑥の各要素を組み合わせた全体としての形状を有する公知意匠及び構成態様Cにより特定された寸法比率等の公知意匠は証拠上見当たらない。

(エ) 以上の点を踏まえて、意匠に係る物品である子供用乗用玩具の性質、用途及び使用態様、並びに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を総合的に見ると、本件意匠のうち、看者である需要者の注意を最も惹く部分は、正面視及び側面視の構成、各部の寸法比率、後輪の形状、並びにこれらの要素の組合せにより、全体として、丸みを帯びて角がなく、2つの前輪が存する前方が幅広で、後輪が存する後方が幅狭の形状であるという点であるといえる。これらは構成要件A～D及びhにより特定される。したがって、これらの部分をもって本件意匠の要部と把握するのが相当である。

ウ 本件意匠と被告意匠との対比

(ア) 共通点

本件意匠と被告意匠とは、その正面視の構成（構成態様A及びA'）、側面視の構成（B及びB'）及び各部の寸法比率等（C及びC'）において概ね共通する。また、両意匠は、全体として丸みを帯びて角がなく、2つの前輪が存する前方が幅広で、後輪が存する後方が幅狭の形状である点（D及びD'）においても共通する。すなわち、本件意匠と被告意匠とは、その基本的構成態様において共通する。

また、本件意匠と被告意匠とは、そのハンドル両端部の形状（a及びa'）、ヘッドチューブに設けられたカバーの形状（c及びc'）、ハンドルステムと左右の前輪を連結する車軸との接続態様（d及びd'）、サドルの形状等（g及びg'）においても共通するといえる。

(イ) 差異点

a 後輪の数及び配置（差異点1）

本件意匠の後輪の数は1つであり、バックフォークの下端において、これよりやや太い伏腕状の軸受に支持された視認できない車軸によって軸支される（構成態様h）。これに対し、被告意匠の後輪の数は2つであり、外側に前輪と同様なホイールキャップを有する2つの車輪がそれよりわずかに小径の円環状カバーを挟んで三層状に形成され、この円環状カバーにメインフレームの後端が連結され、軸受は視認できない（構成態様h'）。この点で、本件意匠と被告意匠とは差異（差異点1）がある。

b フレームの構成（差異点2）

本件意匠のフレームは、断面が長円形状でヘッドチューブと略同一幅の太いメインフレームと、サドルの端部付近から平面視略U字状にメインフレームから分岐するパイプ状のバックフォークとから構成される（構成態様f）。これに対し、被告意匠のフレームは、断面が長円形状でヘッドチューブと略同一幅の太い単一のメインフレームで構成される（構成態様f'）。この点で、本件意匠と被告意匠とは差異（差異点2）がある。

c ホイール部分の形状（差異点3）

本件意匠の前輪の外側中央には略円錐台状の小突起が設けられる（構成態様e）。これに対し、被告意匠の前輪の外側には、外方に僅かに膨出する球面状のホイールキャップが設けられる（構成態様e'）。この点で、本件意匠と被告意匠とは差異（差異点3）がある。

d ハンドルステムの形状（差異点4）

本件意匠のハンドルステムは鉛直状に形成される（構成態様b）。これに対し、被告意匠のハンドルステムは上部において後方に湾曲し下方へ鉛直状に延びる（構成態様b'）。この点で、本件意匠と被告意匠とは差異（差異点4）がある。

e 文字等の存在（差異点5）

本件意匠には文字や模様、色彩がいずれの部位にも現れていない。

これに対し、被告意匠のヘッドチューブ、メインフレーム、サドルには、それぞれ文字や模様、色彩が現れている（構成i'）。この点で、本件意匠と被告意匠とは差異（差異点5）がある。

エ 共通点及び差異点の評価

（ア）本件意匠と被告意匠とは、基本的構成態様（構成態様A～D）の全てにおいて共通するところ、これらはいずれも本件意匠の要部と把握されるものである。

（イ）差異点1は、構成h及びh'に係るものであるところ、構成hも本件意匠の要部として把握されるものである。

しかし、被告意匠の後輪は、その数が2つではあるものの、その間に2つの車輪よりわずかに小径の円環状カバーを挟んで三層状に形成されている。このため、被告意匠の後輪は、2つあるとはいえなお一体のものであるとの印象を与える。しかも、被告意匠においても、本件意匠と同様に後輪の存する後方が前輪の存する前方より幅狭となっており、その寸法比率も本件意匠のものと略共通する。これらの点を考慮すれば、差異点1は、要部に関する差異ではあるが、本件意匠との共通点を凌駕し、看者に起こさせる美感に決定的な影響を与えるものとまではいえない。

（ウ）差異点2はフレームの構成に関する差異、差異点3はホイール部分の形状に関する差異、差異点4はハンドルステムの形状に関する差異、差異点5は文字等の存在に関する差異であるところ、いずれも要部に関するものではない。また、幼児の使用時における安全性確保の見地から需要者が着目すべき点に関する相違であるともいえない。差異点5に関しては、本件意匠は子供用乗用玩具の形状を特定しているにとどまり、文字、模様、色彩等を特定するものではないと理解されることに鑑みると、そもそも、これをもって本件意匠と被告意匠との差異と見ることは必ずしもできない。

このため、少なくともこれらの差異は、本件意匠と被告意匠との共通点を凌駕し、看者に起こさせる美感に決定的な影響を与えるものとまではいえない。

（エ）以上より、本件意匠と被告意匠とは類似するものというべきである。

（オ）被告の主張について

これに対し、被告は、3輪車と4輪車とは異なる乗り物として認識され、走行の安定性や概括的な印象に直結すること、後輪とフレームの構造の差異から、本件意匠は幼児が後輪の軸受部分に足をかけて転倒することを想起させるのに対し、被告意匠ではそのような印象を与えないこと、これに加え、本件意匠におけるバックフォーク部分の破損の可能性や前輪の小突起部分に足を接触させる可能性などの点も指摘し、本件意匠と被告意匠とは類似しない旨を主張する。

しかし、一般論としてはともかく、本件意匠と被告意匠に関しては、後輪の数に違いがあるものの、後輪が2つある被告意匠も、その間に2つの車輪よりわずかに小径の円環状カバーを挟んで三層状に形成されているため、なお一体のものであるとの印象を与えることは上記のとおりである。

また、使用者である幼児が後輪の軸受部分に足をかけるといった事態が全く想定できないわけではないものの、軸受部分の形状、場所、大きさ等を踏まえると、使用者である幼児がそのような行為に及ぶ危険性は必ずしも高いとは思われないことなどから、この点は需要者の特に注意を惹くような部分とは必ずしもいえない。本件意匠のバックフォーク部分の破損や前輪の小突起部分に足を接触させる可能性の認識を与える印象についても、同様に考えられる。

その他被告が縷々指摘する事情を考慮しても、この点に関する被告の主張はいずれも採用できない。

(3) 小括

以上のとおり、本件意匠と被告意匠は、意匠に係る物品が同一であり、類似する意匠といえる。

したがって、被告が被告製品を製造、販売する行為は、原告の有する本件意匠権を侵害するものである。

2 差止め及び廃棄請求について

弁論の全趣旨によれば、被告は、現在は被告製品の販売を停止していると認められるものの、その在庫全部を処分したことを認めるに足る証拠はない。

この点をも踏まえると、被告が今後被告製品を貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をして、本件意匠権を侵害するおそれはなお存することが認められる。

また、被告製品は、「侵害の行為を組成した物品」（意匠法37条2項）に当たると認められる。

したがって、原告は、意匠法37条1項及び2項に基づき、被告に対し、被告製品の製造、譲渡等の差止め及び廃棄請求権をいずれも有する。

3 争点2（損害の発生及びその額）について

(1) 後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告製品の売上げ及び経費等に関し、次の事実が認められる。

ア 被告製品の売上額 265 万 5332 円

証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告は、令和元年 7 月 5 日に被告製品 200 台を 1600 ドルで、同年 12 月 6 日に 599 台を 4792 ドルで、令和 2 年 6 月 16 日に 601 台を 3906.5 ドルで輸入して仕入れ（合計 1400 台）、うち 824 台を販売し、その売上は合計 265 万 5332 円であることが認められる。

イ 経費等の額 271 万 5515 円

「利益」（意匠法 39 条 2 項）とは、侵害者の製品の売上高からその製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費を控除した限界利益をいうと解される。

本件において、被告は、被告製品の販売のために、次の①～⑦のとおり、合計 271 万 5515 円の経費等を支出したことが認められ、これらが売上高から控除すべき経費と把握される。

①仕入価格 66 万 1328 円

前記アのとおり、被告は、令和元年 7 月 5 日に被告製品 200 台を 1600 ドルで、同年 12 月 6 日に 599 台を 4792 ドルで、令和 2 年 6 月 16 日に 601 台を 3906.5 ドルで輸入して仕入れた。各輸入当時の為替レート（甲 7）によると、各輸入当時の仕入価格は、それぞれ、17 万 4256 円（＝1600 ドル×108.91 円）、52 万 6209 円（＝4792 ドル×109.81 円）及び 42 万 3152 円（＝3906.5 ドル×108.32 円）、合計 112 万 3617 円であることが認められる。これは 1400 台分の仕入価格であるところ、販売済みの被告製品が輸入された時期は個別には不明であることに鑑みると、実際の販売数量である 824 台分の仕入価格は、66 万 1328 円。

これに対し、被告は、未販売の被告製品の仕入額も経費に含まれる旨を主張する。しかし、意匠法 39 条 2 項は、意匠権の侵害者が侵害品の販売等意匠権侵害行為によって得た利益をもって意匠権者の受けた損害額と推定するものであり、その基礎には、侵害者による侵害品の販売等により意匠権者が当該意匠権の実施品その他侵害品と市場において競合する製品の取引機会を奪われたという関係性がある。この観点からすると、未販売の侵害品の仕入額を経費として控除する理由はない。この点に関する被告の主張は採用できない。

②コンテナ荷下ろし料 1 万 8127 円

③保管料 91 万 8099 円

被告製品の輸入時期及び各回の輸入数量や被告製品に係る月別の販売数量の変動状況等に鑑みると、824 台の販売に要した保管料は、494 日間これが保管されていたと想定した場合の上記金額の 7 割に相当する 91 万 8099 円（＝131 万 1570 円×0.7）と認めるのが相当である。

④出庫料 9 万 8880 円

⑤運送料 78 万 1976 円

⑥通関費用 18 万 4397 円

⑦クーポン利用額 5 万 2708 円

(2) 被告製品の販売については、売上額を上回る経費等の支出があったことになる。すなわち、被告は、本件意匠権の侵害品である被告製品の販売により利益を受けたとはいえない。そうである以上、意匠法 39 条 2 項によっては原告の損害額は推定されない。その他原告の損害額を認定し得る具体的な事情はない。

したがって、原告は、被告に対し、本件意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権を有しない。

4 結論

よって、原告の被告に対する請求は、主文に記載した限度で理由があるから、この限りで認容し、その余は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。なお、仮執行の宣言は相当でないから、これを付さないこととする。

東京地方裁判所民事第 47 部 裁判長裁判官 杉浦 正樹
裁判官 小口 五大
裁判官 稲垣 雄大

判決にまつわる検討

本件は、「子供用乗用玩具」意匠登録第 1513381 号の意匠権（本件意匠権）を有する原告が、被告に対し、別紙（対比説明図）記載の製品（被告製品）の販売等が本件意匠権を侵害するとして、意匠法 37 条 1 項に基づき被告製品の販売等の差止めを、同条 2 項に基づき製品の廃棄を、並びに民法 709 条に基づき損害賠償金 517 万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めたものである。

東京地裁は、「被告意匠の後輪は、その数が 2 つではあるものの、その間に 2 つの車輪よりわずかに小径の円環状カバーを挟んで三層状に形成されている。このため、被告意匠の後輪は、2 つあるとはいえなお一体のものであるとの印象を与える。しかも、被告意匠においても、本件意匠と同様に後輪の存する後方が前輪の存する前方より幅狭となっており、その寸法比率も本件意匠のものと略共通する。これらの点を考慮すれば、差異点 1 は、要部に関する差異ではあるが、本件意匠との共通点を凌駕し、看者に起こさせる美感に決定的な影響を与えるものとまではいえない。」とし、「差異点 2 はフレームの構成に関する差異、差異点 3 はホイール部分の形状に関する差異、差異点 4 はハンドルステムの形状に関する差異、差異点 5 は文字等の存在に関する差異であるところ、いずれも要部に関するものではない。また、幼児の使用時における安全性確保の見地から需要者が着目すべき点に関する相違であるともいえない。」として、本件意匠と被告意匠とは類似するものというべきであると判断したものである。判決では 5 つの差異点それぞれについて、丁寧に説示している。後輪に関する差異点 1 が要部であるとしても共通点を凌駕するには至らず、「本件意匠と被告意匠とは類似する」と判断している点が興味深い。

後輪の差異に関して「後輪とフレームの構造の差異から、本件意匠は幼児が後輪の軸受部分に足をかけて転倒することを想起させるのに対し、被告意匠ではそのような印象を与えな

い」との被告の主張に対しては「使用者である幼児が後輪の軸受部分に足をかけるといった事態が全く想定できないわけではないものの、軸受部分の形状、場所、大きさ等を踏まえると、使用者である幼児がそのような行為に及ぶ危険性は必ずしも高いとは思われないことなどから、この点は需要者の特に注意を惹くような部分とは必ずしもいえない。」として斥けている。

判決では、「原告は、意匠法 37 条 1 項及び 2 項に基づき、被告に対し、被告製品の製造、譲渡等の差止め及び廃棄請求権をいずれも有する。」として、原告の差止め及び廃棄請求を認めたが、「被告は、本件意匠権の侵害品である被告製品の販売により利益を受けたとはいえない。そうである以上、意匠法 39 条 2 項によっては原告の損害額は推定されない。」として、原告の損害賠償請求を棄却している。被告が被告製品を製造し輸入していた期間が短いため、原告が損害額を立証することが困難であったものと思料する。

原告による本件意匠と他の意匠に関する判定請求 2021-600011 号では、後輪が被告製品意匠より共通するものであるが、「ペダルがなく、前輪が 2 輪で後輪が 1 輪という」構成態様について、他にも公知意匠があり、「両意匠は、需要者の注意を強く惹くスタイリングに係る部分であるメインフレーム、ヘッドチューブ、及びヘッドチューブ下端部分のハンドルシステムと連動する部位からなる本体部前方部分の形態の美感に大きな相違があり、ホイールの形態及びバックフォークの形態の美感についても大きく異なるものであるといえる。」として非類似の判断がなされている。公知意匠の存在が類否判断に影響を与えたものと思料する。

なお、本判決では前提事実のところで、本件意匠の意匠登録出願後の登録意匠や YouTube 上で公開されたものについて、「これらは、いずれも本件において参酌すべき公知意匠とは認められない。」と説示している。